

#### **事例4 一審で敗訴するも高裁で逆転勝訴し難民認定された事案の異議棄却理由**

1(1) あなたは、本国において、1988年に民主化運動に参加し、その際、同僚とともに、勤務先病院に潜入していた軍情報部員を拘束して暴行を加え、上記同僚が1990年に身柄を拘束されたほか、軍の発砲により死亡したデモ参加者の遺体のリスト作成を担当していたが、これを従兄弟に漏らし、従兄弟が上記リストの内容を外部に漏らしてしまったこと、学生たちを匿したことなどを理由に迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、あなたの供述が事実であるとしても、あなたの同僚が逮捕された理由は判然としない上、その当時でさえ4か月後には釈放されています。遺体のリスト漏洩に関する主張についても、当該漏洩は必ずしもあなたの政治的意見に基づくものとは言い難い上、身柄拘束された従兄弟も数か月後には釈放されています。その後あなたが自己名義の旅券の発給を受け、その旅券を用いて出国手続を受けていることを併せ考えれば、少なくともあなたが本国を出国した當時において、あなたが反政府活動家として本国政府に関心を寄せられていたとは認められません。

(2) あなたの出国の動機を見ても、あなたは、1992年に本邦に入国した後、2002年までの約10年間にわたり、何ら政治活動をせず、かえって本国に向けて多額の送金をおこなっていること、2005年1月に警察に逮捕されて初めて難民認定の申請をしていることなどの事情に照らせば、あなたが迫害を恐れて本国を出国したものとは認められません。

(3) あなたは、本邦において、2003年以降在京ミャンマー大使館前の反政府デモに参加し、2004年には、在日ビルマ連邦少数民族協議会(AUN)に加入したほか、チン族の一員として在日チン族協会(CNC-JAPAN)にも加入していることから、帰国した場合には迫害される旨主張しています。

しかしながら、あなたが2003年に始めたという政治活動なるものは、年に数回のデモ参加に過ぎません。また、その後参加したAUN及びCNC-JAPANは、いずれも結成後間もない団体であり、単にその会員であること自体によって迫害の危険性が生じるとは認められません。あなた自身の活動内容を見ても、特段目立ったものは見当たらないのであって、あなたが反政府活動家として本国政府に関心を寄せられるとは考えられません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的危険性を認めることはできません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。ただし、難民審査参与員のうち1名は、あなたの在留について配慮が必要であると述べています。